

「据え置き型の二酸化塩素商品」に対する国民生活センターの発表を受けて

平成 22 年 11 月 14 日

株式会社バイオフィェイス

弊社は二酸化塩素液剤製品の製造メーカーであり、業務用市場を対象に二酸化塩素製品を販売致しております。

今回の国民生活センターの「一般市場における据え置き型の二酸化塩素商品」についての調査及び発表を受け、その内容を精査すると共に二酸化塩素製品を取り扱う事業者として、今後の対応を検討して参ります。

尚、今回発表された商品群に弊社製品は含まれておりませんが、行政側の発表の意図を真摯に受け止め、表示及び表現の検証を進めていくと共に、ご利用者様に正しくご使用いただくための活動に鋭意取り組む所存です。

弊社が約 7 年前に当該業界に参入した当初は、二酸化塩素製品を取り扱う事業者は少なく、一般消費者市場は勿論、業務用市場においてもほとんど認知されておりました。しかし 0-157 や SARS、ノロウイルスなどの新たな感染症が年々増加してきたことに伴う生活者の意識が高まり、昨年 of 新型インフルエンザの発生をピークに感染対策の必要性が認識されるに至りました。

これに伴い、市場では急激に様々な除菌剤が登場し、二酸化塩素商品もこの一つに含まれることとなりました。多種にわたる二酸化塩素商品の登場に比例し、二酸化塩素に対する知識や法的解釈の理解不足が否めない販売業者が急増し、利用者側にとって不透明な状況にあったことは事実です。

二酸化塩素は本来ガス体であり、その性質上取り扱いが困難とされておりました。近年このガス状の物質を水溶液に閉じ込める方法が開発され、持ち運びが可能となったことで欧米諸国をはじめ、様々な国で利用が進んできました。特に米国では歯磨き粉や口腔洗浄剤にも配合されており、様々な公的機関でその安全性と有効性が認められております。

一方、我が国日本では、ガス体においては飲料水やプールの消毒、小麦粉の漂白（食品添加物）で承認されておりますが、ガスを水溶液に閉じ込めたものについては雑貨品として取り扱うこととなっております。

このような環境において、欧米各国と比較して行政側にも二酸化塩素に対するデータや基準が未整備であることが、今回の発表により改めて露呈した形となったものと理解致しております。また、調査及び発表結果についても疑問を持たざるを得ない内容もあり、動向を注視していく必要を感じております。

二酸化塩素という物質は本当に優れた物質であり、正しい理解のもとで使用すれば、衛生管理及び年々増加する感染症対策の有力なツールとして活用できるものと確信致しております。

弊社と致しましては、二酸化塩素業界の健全な発展のための基準作りを望んでおり、単なる規制強化や健全な市場発展の妨げになる不可解な基準作りには賛同できません。

今後基準作りに進展する際には、行政側だけでなく、二酸化塩素製品を取り扱う事業者及び利用者側も交え、諸外国での利用実態も踏まえた上で協議・検討していくべきと考えております。

弊社におきましては、これまで以上に薬事法をはじめとする関連法令の遵守を徹底すると共に、利用者様に安心してご使用いただける製品の研究開発及び販売を行って参ります。

今後共ご愛顧賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

以上